

『井筒屋ウィズカード』会員規約

第1章 <一般条項>

この一般条項は、「井筒屋ウィズカード」に関するすべてにわたって適用されるものです。

第1条 (本会員・家族会員)

1. 本会員とは、本規約を承認のうえ株式会社井筒屋ウィズカード(以下「当社」といいます。)に「井筒屋ウィズカード」(以下「カード」といいます。)の利用を申し込み、当社が入会を認めただ方をいいます。
2. 家族会員とは、本会員が指定し、当社が入会を認めた家族をいい、生計を同一にする配偶者、親、子(高校生を除く18歳以上)とします。本会員は本会員及び家族会員(以下、両者を「会員」といいます。)のカード利用から発生する一切の債務について責任を負うものとします。

第2条 (カードの貸与と規約の承認)

1. 当社は、会員の各人1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたとき直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって、カードを保管・使用するものとします。
2. カードの所有権は、当社に属しますので、会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、占有移転したり、担保提供、その他金融目的等に使用することはできません。
3. 会員が、前2項の義務に違反し、カードが第三者によって使用された場合、会員はそのために生じたカード利用代金、その他一切の損害について、正当な理由がない限り責任を負うものとします。
4. 会員が、カードを受け取った後で、本規約を承認しない場合には、利用開始前、直ちにカードを切断したうえで当社に返却するものとします。

第3条 (暗証番号)

1. 本会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社に登録するものとします。
2. お届けの暗証番号は、第三者に容易に推測されないような数字(生年月日、電話番号、自宅の番地等はお避けください。)の組み合わせをご用意いただくとともに、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。
3. 会員の故意または、前項に規定する暗証番号の取扱い上の管理義務に違反するなど重大な過失により生じた損害については会員が負担するものとします。

第4条 (カード有効期限)

1. カードの有効期限は、当社が指定する日までとし、原則としてカードに表示した月の末日まで

とします。

2. カードの有効期限1ヵ月前までに本会員より申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合は、有効期限を更新した新たなカードを発行し、貸与するものとします。

第5条 (カードの利用)

1. カードは、署名した会員本人のみが利用できます。
2. 会員は、本規約を承認のうえ当社と特約している井筒屋ウィズカード取扱加盟店(以下「加盟店」といいます。)で、商品・権利の購入ならびにサービスの提供(以下「ショッピング」といいます。)を受けることができます。
3. 当社が認めた会員は、当社の指定する現金自動貸出機(CD)または自動預払機(ATM) (以下「CD・ATM」といいます。)を使用して、キャッシングサービス(以下「キャッシング」といいます。)を受けることができます。

第6条 (カードの利用可能額)

1. カードの利用可能額は、ショッピング利用可能額、キャッシング利用可能額をそれぞれ設定し、当社が審査し決定した額までとします。
 - (1) ショッピング利用代金の未決済合計額(既請求分の分割払手数料等が含まれます。)は、会員の利用額を合計して当社が定めた金額以内とし、この金額を「ショッピング利用可能額」とします。
 - (2) キャッシング利用代金の合計残高は、会員の利用額を合計して当社が定めた金額以内とし、この金額を「キャッシング利用可能額」とします。
2. ショッピング利用可能額のうち、本規約第28条(ショッピングの利用代金等の支払い方法)の第2項から第6項に定める「2回払い」・「ボーナス1回払い」・「分割払い」・「ボーナス時支払額指定分割払い」・「リボルビング払い」によるショッピング利用代金の合計残高を、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で「割賦利用可能額」とし、別途定める場合があります。尚、「割賦利用可能額」は、ショッピング利用可能額の範囲内とし、本規約第28条第1項に定める「1回払い」によるショッピング利用代金を含まないものとします。
3. カードの利用可能額は、当社が必要と認めた場合には、増額あるいは減額することができます。なお、キャッシングご利用可能額の増額は会員が希望した金額を上限とするものとします。
4. 会員は、当社が特に認めた場合を除き、利用可能額を超えるカードの利用はできません。

第7条 (年会費)

1. 会員は、当社に対し、毎年、所定の年会費を支払うものとします。なお、お支払い済みの年会費は退会または会員資格の取り消しとなった場合においてもお返しいたしません。
2. 会員は、入会初年度に限り、年会費無料の特典を受けることができます。ただし、会員が退会后、再度入会する場合は、この特典は受けられません。

第8条 (代金の決済)

1. ショッピングの利用代金及び手数料等(以下「ショッピング支払金」といいます。)**・**キャッシングの融資金及び利息等(以下「キャッシング支払金」といいます。)その他、本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下、これを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、毎月5日に締め切り、本規約に定めた内容で、本会員の届出の住所に送付するご利用明細書に基づきお支払いいただきます。ご利用明細書の内容についてご不明の点がある場合には、到着後一週間以内にご連絡ください。ご連絡のない場合には、ご利用明細書の内容をご承認いただいたものとします。ただし、ショッピング利用代金については、事務処理上の都合により請求及びお支払いが、翌月以降になる場合がありますので予めご了承下さい。
2. お支払いは原則として、当社指定の金融機関の中から会員が予め約定した預金口座より自動振替でお支払いいただきます。
3. 自動振替による支払期日は、締切日の属する月の26日とします。ただし、支払期日が金融機関休業の場合は、翌営業日とします。
4. 第24条第2項に基づき「収納代行会社三菱UFJファクター株式会社」(以下「三菱UFJファクター」といいます。)名義にて自動振替される場合の支払期日は、前項にかかわらず締切日の属する月の27日とします。ただし、支払期日が金融機関休業の場合は、翌営業日とします。

第9条 (遅延損害金)

1. (1) 会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、リボルビング払いを除き、支払回数が2回以上及びボーナス1回払いの場合は、当該遅延損害金はショッピング支払金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額を超えないものとします。
(2) 会員が、ショッピング支払金の支払い期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、当該債務の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。但し、リボルビング払い及び1回払いの場合は、当該債務の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 会員が、キャッシング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年19.94% (閏年は20.00%) を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。但し、一括払いの場合には、当該支払金の内、融資金分に対し、当社所定の利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで残債務(元本分)の全額に対し当社所定の利率の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、上記利率は、1年を365日として計算するときの適用利率となります。

第10条 (支払い額の充当方法)

1. 会員により支払われた金額の本規約に基づく債務への充当方法は、次に掲げるものによるほか割賦販売法の規定に準拠するものとします。
 - (1) 請求年月の古いものから。
 - (2) 優先順位は、遅延損害金、手数料または利息、商品購入代金または融資金、年会費の順。
 - (3) 遅延損害金は、発生の古いものから。
 - (4) 手数料または利息は、支払日が古いものから。
 - (5) 商品購入代金または融資金は、その手数料率または利率が高いものから。手数料率または利率が等しいときは、発生が古いものから。
2. 会員は、会員の支払った金額が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても、異議ないものとします。

第11条 (日割計算の場合の方法)

第9条・第28条・第35条において日割による計算をするときは、当該年率を基礎として、1年を365日とする日割計算を行います。

第12条 (カードの紛失・盗難)

1. 会員がカードを紛失し、または盗難等にあったときは、直ちに当社宛連絡するとともに、最寄りの警察署に届出をし、その後速やかに所定の紛失・盗難届を提出していただきます。
2. カード利用代金においては全て本会員が一切の債務について責任を負うものとしますが、会員が遅滞なく前項所定の手続きを行った場合には、次項に定める場合を除き、会員は支払いの責を負わないものとします。
3. 次の場合には、会員は支払いの責を負うものとします。
 - (1) 会員の故意または重大な過失により紛失・盗難等が生じた場合。
 - (2) 本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じた場合。
 - (3) 会員の家族・同居人等、会員の関係者によって利用された場合。
 - (4) 戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じた場合。
 - (5) 会員が当社の請求する書類の提出を拒否し、または虚偽の申告をした場合、あるいは当社の行う被害状況の調査に対する協力を拒んだ場合。
 - (6) 紛失・盗難等の通知を当社が受理した日の前日より起算し、遡って61日前以前に当該カードが利用されていた場合。

第13条 (カードの再発行)

カードの紛失・盗難・汚損・破損等の場合は、所定の手続きをしていただき、当社が会員の支払状況、本規約の遵守状況等を考慮し、適当と認めた場合に限り再発行します。

第14条 (届出事項の変更・調査)

1. 会員は、氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・支払預金口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の届出書により当社に通知するものとします。なお、届出事項変更の連絡がない場合はカードをご利用いただけないことがあります。
2. 会員は、前項の氏名及び住所変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到着となっても当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
3. 会員は、その財産、収入、信用等を当社または当社の委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

第15条 (規約の有効期間)

1. この規約の有効期間は、第19条により会員が退会したとき、及び第21条により会員が資格を喪失したときに終了するものとします。
2. 前項の場合でも、当社に対する残債務を完済するまでの間は、この規約が適用されます。

第16条 (規約の変更)

本規約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知(変更した日から30日間、当社の営業所に掲示する等)いたします。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードを使用した場合、または退会の申し出がなかった場合は、変更事項が承認されたものとみなします。

第17条 (期限の利益の喪失)

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知・催告等がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。
 - (1) ショッピング支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払いがなかったとき。
 - (2) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、一般の支払いを停止したとき、または銀行取引停止になったとき。
 - (3) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立てを受けたとき、滞納処分を受けたとき、もしくは競売の申請または破産・民事再生・特定調停その他債務整理のための法的手続きの開始または申し立てがあったとき。
 - (4) 会員の経営する法人につき、破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生・特定調停その他倒産手続きの申し立てまたは解散その他営業の廃止があったとき。
 - (5) キャッシング支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。

- (1) 虚偽の申告があったとき。
- (2) 商品や権利の購入、または役務の受領が会員にとって商行為（但し、業務提供誘引販売個人契約は除きます。）となる場合で、ショッピング支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- (3) 商品の質入れ・譲渡・賃貸その他通常の用法を超えて当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
- (4) 会員が、次のA～Fのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前A～Eに準ずる者
- (5) 会員が、自らまたは第三者を利用して次のA～Eに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前A～Dに準ずる行為
- (6) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき。
- (7) 会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第18条 （費用等の負担）

会員は、支払金等の支払いに要する費用、支払いを遅滞した場合の催告に要する費用等、カード利用または本規約に基づく所定の費用・手数料を負担していただきます。なお、会員の都合により当社が訪問集金した場合は、カード利用による支払金とは別に実費を支払っていただきます。

第19条 （会員の都合による退会）

1. 本会員が都合により退会するときは、家族会員も同時に退会するものとし、当社所定の届出をするとともに、会員のカードを返却するものとします。この場合、当社に対する残債務がある場合は、その全額が完済されたときをもって退会したものとします。
2. 本会員または家族会員本人の意思により、家族会員のみ退会する場合は、退会する家族会員の

カードを添え、当社所定の届出をするものとします。

第20条（公租公課）

会員は、名義の如何にかかわらず、商品の取得、所有、保管、使用、並びに提供を受ける役務その他本規約に係る消費税その他一切の公租公課を負担するものとします。

第21条（会員資格の喪失等）

1. 当社は、会員が第17条1項・2項のいずれかに該当したとき、当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたときなど、当社が会員として適当でないと認めたときは、なんらの通知・催告等がなくとも会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は直ちにカードを返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず直ちに当社に対する残債務の全額を返済するものとします。
2. 当社は、当社所定の時期に、会員からの当社所定の年会費の納入がない場合は、会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、会員に年会費以外の残債務がある場合は、当社に対し、残債務の全額を返済した時をもって退会したものとみなします。会員は、当社からの求めに応じ、カードを直ちに返却するものとします。
3. 前2項に該当した場合は、当社は、加盟店にカードの無効通知を送付することができるものとします。
4. 会員が死亡した場合、本会員の親族等から本会員が死亡した旨の申し出があった場合は、会員資格を喪失するものとします。

第22条（会員の再審査・カードの利用・貸与の停止等）

1. 当社は、会員に対して入会后定期、不定期の再審査を行うことがあります。当社が再審査を行うに際して、会員は、当社から請求があれば当社の求める資料などの提出に応じるものとします。
2. 当社は、会員が本規約に違反したとき、または違反するおそれがあるとき、その他会員のカード利用状況が適当でないと当社が認めたときは、なんらの通知・催告等がなくとも、利用可能額の変更、カードの利用停止、カードの返却等の処置をとることがあります。
3. 当社は、当社が必要と認めた場合、会員へ貸与したカードの返却回収措置を、加盟店・CD・ATM等を通じて行うことができるものとします。

第23条（他契約における債務不履行）

会員が、当社と締結している他の契約において、債務不履行の状況にある場合には、カードの利用ができなくなる場合があります。

第24条 (業務委託)

1. カード利用による支払金等の集金業務の一部は、井筒屋企業グループ各社等が代行して行う場合があります。
2. カード利用による支払金等の支払いに関して、当社指定の金融機関の一部については、会員の指定預金口座から自動振替の方法により、三菱UFJファクターを通じて当社にお支払いいただきます。この場合、三菱UFJファクターへの入金の時を当社へのお支払いの時とします。なお、振替処理は三菱UFJファクター名義で行われることをご了承いただきます。

第25条 (準拠法)

会員と当社との本規約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第26条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第2章 <ショッピング条項>

第27条 (ショッピングの利用方法)

1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすることにより、カードを利用することができます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名、もしくはカードの提示を省略できる場合があります。
2. 会員は、当社が適当と認めた、保険料等の継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができるものとします。この場合、会員は、保険会社等の要請により会員番号等の変更情報等を当該保険会社等に通知することがあることをあらかじめ承認するものとします。また、カードの継続的な支払を中止させる場合は、保険会社等に申し出、承諾を得ていただきます。カードが解約、または利用停止になった場合、当社は保険会社等に対する保険料の支払を停止することができ、この場合、保険契約等が解約になっても責任を負いかねます。なお、会員が契約の継続を希望される場合は、直接保険会社等との間でお手続きをお願いします。
3. カードの利用による商品・権利・サービス（以下「商品等」といいます。）の購入代金(頭金がある場合は、頭金を除くものとします。以下「利用代金」といいます。)は、当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを予め承いただきます。
4. カードは、商品券類、金・銀・白金等の地金類、切手、その他当社または各加盟店において特に指定するものには、ご利用になれません。
5. 会員は、現金化を目的として商品等の購入などにカードのショッピング利用可能額を利用することはできません。

6. 貴金属・時計・音響製品及び当社が特に指定した商品を購入する場合は、ご利用限度額内であっても頭金を現金でいただく場合、もしくはカードのご利用を制限させていただく場合があります。また、上記商品については支払いが完了するまで再利用できないことがあります。
7. カードの利用代金の支払い方法は、①1回払い②2回払い③ボーナス1回払い④分割払い⑤ボーナス時支払い額指定分割払い⑥リボルビング払い から会員がカード利用の際に指定したものとします。ただし、リボルビング払いの支払いコースの指定は、会員が入会時に予め行うものとします。指定のない場合は、当社指定のお支払いコースが設定されます。なお、当社が特に指定した加盟店、及び当社または各加盟店が特に指定した商品等は、お支払方法を指定させていただく場合があります。また、次項8項・9項のご利用の条件は、加盟店により異なる場合があります。
8. 「ボーナス1回払い」は、次の条件にすべて該当する場合に限りご利用いただけます。
 - (1) 1回のご利用代金が5千円(税込)以上の商品を購入する場合。
 - (2) 当社指定の取扱期間内である場合。
9. 「分割払い」は、次の条件にすべて該当する場合に限りご利用いただけます。
 - (1) 支払回数が3回から36回まで、支払期間が支払回数に応じ3ヵ月から36ヵ月までの各範囲。
 - (2) 月々の分割支払金が1千5百円以上。
10. 会員のカードご利用に際し、加盟店から当社に照会を行う場合があります。当社が、その利用を不可とした場合、当該加盟店でカードのご利用はできません。
11. 会員のカードご利用に際し、本規約に違反またはそのおそれがある場合、その他、カードのご利用に不審な点があると思われる場合、ご利用をお断りする場合があります。

第28条 (ショッピングの利用代金等の支払い方法)

1. 「1回払い」は、締切日における1回払い利用代金の総額を支払期日に一括して支払うものとします。
2. 「2回払い」は、締切日の当月と翌月の支払期日にご利用代金を均等分割して支払うものとします。月々の支払金は1千5百円以上とし、1円未満の端数は最終回に算入します。なお、手数料はいただきません。
3. 「ボーナス1回払い」は、取扱期間中のボーナス1回払い利用代金の全額を、取扱期間直後のボーナス月(7月・12月とします。)に一括して支払うものとします。
4. 「分割払い」は、利用代金に当社所定の分割払手数料を加算した額(以下、「分割支払金合計」といいます。)を各月の支払期日に分割して支払うものとします。但し、1円未満の端数は最終回に算入いたします。
 - (1) 分割払いの支払回数、支払期間及び分割払手数料の料率は、次表の通りとします。

a. 支払回数	3回～12回	13回～24回	25回～36回
b. 支払期間	3～12ヵ月	13～24ヵ月	25～36ヵ月
c. 分割払手数料の料率(実質年率)	9.0%	10.2%	11.4%

(2) 分割払手数料は、元利均等残債方式により、締切日の分割払利用代金残高に対し、上記の料率を乗じて得られる金額とします。ただし、第1回目の分割払手数料は、締切日翌日から第1回支払期日までの日割計算とし、2回目以降は、支払期日翌日から翌支払日までの月利計算を行うものとします。

(3) 分割支払金の具体的算定例

[現金販売価格 10万円(消費税込み) 支払回数 10回 支払期日毎月 26日の場合]

支払回数10回の場合										
a. 支払回数	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回
b. 支払期間	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月	12ヵ月
c. 実質年率	9.0%									
d. 分割支払金合計の i) 利用代金に対する割	1.01267	1.01642	1.02019	1.02396	1.02775	1.03154	1.03536	1.03917	1.04299	1.04681
ii) 手数料の額(円)	1.267	1.642	2.019	2.396	2.775	3.154	3.536	3.917	4.299	4.681

分割支払金合計 100,000円 × 1.03917 = 103,917円

(第1回目)

分割支払金 10,417円

うち分割払手数料 100,000円 × 9.0% × (21日 ÷ 365日) = 517円

利用代金(元金分) 10,417円 - 517円 = 9,900円

(第2回目)

うち分割払手数料 (100,000円 - 9,900円) × 9.0% ÷ 12 = 675円

利用代金(元金分) 10,417円 - 675円 = 9,742円

分割支払金の内訳は次表の通りとなります。(単位:円)

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	合計
利用代金	9,900	9,742	9,815	9,888	9,963	10,037	10,113	10,188	10,265	10,089	100,000
分割払手数料	517	675	602	529	454	380	304	229	152	75	3,917
分割支払金	10,417	10,417	10,417	10,417	10,417	10,417	10,417	10,417	10,417	10,164	103,917

(注)支払期日によって上表の金額と異なる場合があります。

(4) 分割払手数料率は、金融情勢等の事情により通知して変更する場合があります。変更した場合の料率は、変更後の新規利用分から適用します。

(5) お支払い方法の変更については、カードのご利用の際に1回払い・2回払い・ボーナス1回払い・分割払い・ボーナス時支払い額指定分割払いを指定したショッピングの利用代金の支払区分について、第1回目の支払いの当社自動振替データ締切日までに申し出を行い、当社が適当と認めた場合に分割払いに変更することができます。この場合、新たに分割払い方式でお支払いいただく弁済金は、同項(1)・(2)により計算します。

5. 「ボーナス時支払い額指定分割払い」については、会員は、ボーナス月支払額を予めカード利用時に指定するものとします。ただし、ボーナス月支払総額は、分割支払金合計の 50%以内とし、当該支払額には、当社所定の分割払手数料を含むものとします。
6. 「リボルビング払い」は、会員が、入会時または変更届により指定した支払コースによる毎月の支払額（以下、「弁済金」といいます。）を支払うものとします。ただし、当社が支払コースを指定する場合があります。当該弁済金には、締切日のリボルビング払い利用代金の残高に対する当社所定の手数料を含むものとします。なお、リボルビング利用代金の残高に手数料を加算した額が、コース別の毎月の支払額に満たない場合は、残金を一括してお支払いいただきます。なお、「リボルビング払い」のご利用は当社が指定した加盟店に限ります。
- (1) リボルビング払いの手数料率は、実質年率 9.6%(月利 0.80%)です。
- (2) 第 1 回目のリボルビング払い手数料は、締切日までのリボルビング払い利用を合計し、締切日翌日から第 1 回支払期日までの日割計算とし、2 回目以降は、支払期日翌日から翌支払日までの月利計算を行うものとします。
- (3) 弁済金の具体的算定例
〔利用残高 10 万円 支払期日毎月 26 日 弁済金 1 万円コースの場合〕
(第 1 回目) 手数料充当分 $100,000 \text{ 円} \times (9.6\% \times 21 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) = 552 \text{ 円}$
元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 552 \text{ 円} = 9,448 \text{ 円}$
(第 2 回目) 手数料充当分 $(100,000 \text{ 円} - 9,448 \text{ 円}) \times 0.80\% = 724 \text{ 円}$
元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 724 \text{ 円} = 9,276 \text{ 円}$
- (4) リボルビング払い手数料率は、金融情勢等の事情により通知して変更する場合があります。この場合は、第 16 条の規定にもかかわらず、通知時の利用残高に対しても変更後の料率が適用されます。
- (5) お支払い方法の変更については、カードのご利用の際に 1 回払い・2 回払い・ボーナス 1 回払い・分割払い・ボーナス時支払い額指定分割払いを指定したショッピングの利用代金の支払区分について、第 1 回目の支払いの当社自動振替データ締切日までに申し出を行い、当社が適当と認めた場合にリボルビング払いに変更することができます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく弁済金は、同項 (1)・(2) により計算します。
7. ショッピングの利用代金等については、当社が認めた場合、当社所定の方法で随時に支払うことができます。ただし、会員が、各月の締切日以降、分割支払金または弁済金を、当該月の支払期日前にお支払いになる場合は、その月分の分割払手数料またはリボルビング払い手数料を含む請求額をお支払いいただきます。

第 29 条 (所有権の留保)

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを認め

るとともに、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。
- (2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第30条 (商品の引取及び評価・充当)

1. 会員が第17条により、期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき、商品を引取ることができるものとします。
2. 会員は、当社が前項により商品を引取ったときは、会員と当社が協議のうえ決定した相当な価格をもって、本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じた場合には、会員と当社との間で直ちに精算するものとします。

第31条 (見本・カタログ等と現物の相違による売買契約等の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、提供され、または引渡された役務・権利・商品が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利の交換または役務の再提供を申し出るか、または当該売買契約、役務提供契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、会員は当社に対し、その旨を通知するものとします。

第32条 (支払停止の抗弁)

1. 会員は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、支払いを停止することができるものとします。
 - (1) 役務の提供(権利の行使による役務の提供を含みます。以下同じ)、権利の移転、または商品の引渡しが行なわれないこと。
 - (2) 商品に破損、汚損、故障その他の欠陥等の瑕疵があること。
 - (3) クーリングオフ・中途解約(但し、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約に限ります。)に応じてもらえないとき。
 - (4) その他役務の提供や商品の販売について、加盟店に対し生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
3. 会員は、支払い停止の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、支払い停止の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 会員は、支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、当社が加盟する個人情報情報機関(個

人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報情報機関」といいます。)にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が加盟個人情報情報機関及び加盟個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関(以下、「提携個人情報情報機関」といいます。)の加盟会員に提供されることに同意するものとします。

6. 本条1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
 - (2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
 - (3) 1回のカード利用に係る支払総額(分割支払金合計に頭金を加算した額をいいます。)が4万円に満たないとき。ただし、リボルビング払い利用の場合は、現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - (4) 会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。
 - (5) 本条1項(1)、(2)、(4)の事由が会員の責に帰すべきとき。

第33条 (早期完済の割引)

会員は、当初の契約通りにカードショッピングの支払金を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金を一括して支払ったときは、会員は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。

第3章 <キャッシング条項>

第34条 (キャッシングサービスの利用方法)

1. キャッシングサービスの利用資格者は、本会員、または家族会員のうち本会員の認めた会員で金融機関口座自動振替の手続きが完了し、当社が利用を認めた方とします。
2. 会員は、当社の指定する提携先のCD・ATMを使用し、キャッシングサービスを受けることができます。
3. キャッシングサービスの資金使途は自由とします。ただし、事業用途を除きます。
4. 収入印紙代等、キャッシングサービスに関する実費相当額は、会員が負担するものとします。また、提携先のCD・ATMを使用してキャッシングサービスを受ける場合に、提携先が所定の手数料を定めているときは、その手数料は本会員が負担するものとします。

第35条 (キャッシングサービスの利用代金等の返済方法)

1. キャッシングサービス利用による融資金と利息(以下、融資金と利息を合わせ「融資金等」といいます。)の返済方法は、一括払い、リボルビング払いのうち、会員が利用毎に指定した方

法とします。

2. 支払日に返済すべき融資金等の計算方法は次の通りとします。なお、毎月締切日時点において一括払いに基づくご利用残高とリボルビング払いに基づくご利用残高がある場合は、次の(1)によってお支払いいただく金額と(2)の毎月のお支払金額とを合算した金額を支払日にお支払いいただきます。

(1) 一括払い 支払日に、一括払い利用による融資金等の全額を返済します。

(2) リボルビング払い 元利定額残高スライド方式とし、毎月のお支払金額は毎月5日の締切日におけるリボルビング払いご利用残高を基準として下表の通り定める金額とします。ただし、毎月のお支払い額が該当お支払い額に満たない場合には全額となります。

ご利用残高	毎月のお支払額
200,000円以下	10,000円
200,001～300,000円	15,000円
300,001～400,000円	20,000円
400,001円以上	25,000円

※お利息は、毎月のお支払額に含まれます。

3. 利率は、実質年率 17.95% (閏年は 18.00%) とし、利息計算は、毎月締切日の融資残高に対し、前回の支払期日の翌日から翌支払日までの日割計算を行うものとします。ただし、第1回目の利息については、利用日の翌日から第1回支払日までの日数により日割計算した金額をお支払いいただきます。また、利息計算方法は、円未満を切り捨てるものとします。なお、上記利率は、1年を365日として計算するときの適用利率となります。

【利息計算式】

毎月締切日の融資残高×前回支払期日の翌日から翌支払日までの日数×17.95%÷365日

【第1回目の利息計算式】

融資残高×利用日数(※)×17.95%÷365日

※利用日数は利用日の翌日から第1回支払日までの日数

【主な返済の例】

1月1日に、リボルビング方式(実質年率17.95%)で20万円お借入れし、毎月26日にご返済した場合。

・返済期間・回数・・・24ヵ月・24回

・返済金合計金額・・・238,568円

(お借入日、ご返済日により元金と利息は変動します。)

4. 当社の定めた方法により、支払日前であっても融資金の一部または全部を支払うことができるものとします。この場合、ご利用日の翌日、または前回の支払期日の翌日から当日まで日割計算によって計算された利息とあわせた金額をお支払いいただきます。
5. 前項のお支払いの方法及びお支払いを受ける場所は、次の通りです。
- (1) 当社の指定する営業所でのお支払い
- (2) 当社の指定する金融機関口座へのお振込

6. 利率は、金融情勢等の事情により通知して変更する場合があります。この場合は、第 16 条の規定にもかかわらず、通知時の融資残高に対しては変更前の利率が適用されます。

第 36 条 （融資明細書送付の承諾）

会員は、会員がキャッシングサービスを利用した場合、本会員の請求書送付先へ貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項に定める書面に代えて、貸金業法第 17 条第 6 項及び第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付け・返済その他取引状況を記載した融資明細書を送付することをあらかじめ承諾するものとします。なお、融資明細書に記載する返済期間、返済回数及び返済金額等は、当該書面に記載された内容以外にキャッシングサービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。

第 37 条 （勧誘の承諾）

会員は、キャッシングサービスその他融資商品に関し、当社から勧誘を受けることをあらかじめ同意するものとします。なお、勧誘を拒否する場合は、会員は当社に申し出のうえ、勧誘中止に関する所定の手続きを行うものとします。当社は、会員からの申し出に対し、会員に個別に発送される案内物を送付すること、個別に電話等で勧誘を行うことなどを停止するものとします。

第 38 条 （資力を明らかにする書面等の徴求）

1. 当社は、貸金業法及び当社の判断に基づいて、会員に資力を明らかにする書面等（以下「収入確認資料」といいます。）の提出を求めることができますものとします。なお、収入確認資料は、貸金業法施行規則に定められた「資力を明らかにする事項を記載した書面等」とします。
2. 会員は、前項に定める求めに応じて当社に収入確認資料の提出を行うことにあらかじめ同意するものとします。なお、会員がその求めに応じて収入確認資料が提出できない場合、または提出をしても貸金業法及び当社の判断に基づいて、キャッシングサービスご利用可能額の減額、または新規利用が停止されることにあらかじめ同意するものとします。
3. 会員が、当社への収入確認資料の提出を拒否した場合、当社は、会員のキャッシングサービス利用可能額の減額、または新規利用の停止等から生じる損失または不利益に関し責任を負わないものとします。

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条 (個人情報の収集・保有・利用・提供、預託)

会員（申込者を含みます。以下同じ。）は、株式会社井筒屋ウィズカード（以下「当社」といいます。）が、会員の個人情報（本条（1）に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで以下の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集し、利用することに同意するものとします。

(1)

企業名	利用目的	利用情報	連絡先等
株式会社井筒屋 ウィズカード	① 本規約(本申し込みを含みます。以下同じ。)に基づく与信業務(再審査を含みます。)及び債権管理業務等	i) ii) iii) iv) v) vi) vii)	福岡県北九州市 小倉北区船場町 1-1
http://www.with card.co.jp/	② クレジットカード事業等当社事業(当社の具体的な事業内容については当社所定の方法[当社ホームページ等]によってお知らせします。)及び当社が提携する企業、加盟店等の下記の宣伝印刷物等の送付の営業案内 ・各種商品(キャッシング、ローン、保険等)・サービスのご案内 ・新商品・サービス、新規加盟店のご案内 ・催事(会員特別ご招待会等)のご案内 ・通信販売	i) ii) iii)	093-522- 3550
	③ クレジットカード事業等当社事業における市場調査(アンケートのお願い等)、商品開発	i) ii) iii)	
	④ クレジットカード事業等当社事業における付帯サービス等の提供	i) ii) iii)	
(共同して利用 する者の範囲)	⑤ 共同利用会社が行っている事業の商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の宣伝印刷物等の送付の営業案内(具体的な内容については当社所定の方法[当社ホームページ等]によってお知らせします。)	i) ii)	http://www.with card.co.jp/
当社のホーム ページで公表し ている井筒屋グ ループ	⑥ 共同利用会社が行っている事業における市場調査(アンケートのお願い等)、商品開発	i) ii)	
	⑦ 共同利用会社が行っている事業に関連する付帯サービス等の提供	i) ii)	
	⑧ 共同利用会社が提供している商品・サービスの取引内容について連絡する必要がある場合	i) ii)	

- i) 申込書等に記載された会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、住居状況、家族構成、勤務先、メールアドレス等の属性に関する情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）
- ii) 会員の申込日、入会日、利用商品名、利用金額、支払回数等会員と当社の契約内容に関する情報、及び宣伝印刷物等の送付の可否に関する情報
- iii) 本会員（申込者を含みます。以下同じ。）のカード利用残高、支払状況等、現在の状況及び履歴に関する情報
- iv) 本会員が申告した資産、負債、収入、支出、及び当社が収集した他のクレジット等の利用履歴、過去の債務の返済状況等支払能力判断のための情報
- v) 本人確認のため、当社が必要と認めた場合にご提示いただいた運転免許証、健康保険証、パ

スポーツ等の写し及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で定める書類等の記載確認事項等本人を確認するために得た情報

vi) 住民票等本人を特定できる書類を取得した場合はその内容

vii) 官報、電話帳等一般に公開されている情報

(2) 当社と個人情報の提供に関する契約を締結した井筒屋企業グループ（以下「共同利用会社」といいます。）へ、会員の個人情報を電子的媒体等による方法で提供し共同利用すること。なお、共同利用会社の名称、住所、事業内容については当社のホームページで公表しています。また、新たに共同利用会社が追加変更された場合は、通知または公表するものとします。

(3) 当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、業務の遂行に必要な範囲において、会員の個人情報を当該委託先企業に預託すること。

(4) 当社が本規約に関する与信業務及び債権管理業務の一部を提携先企業に委託する場合に、当社が（1）により収集した個人情報を保護措置を講じたうえで、当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することがあること。

【提携先企業】

名称：ニッテレ債権回収株式会社

住所：〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル6F

電話：03-3769-4611

第2条 （個人信用情報機関への登録・利用）

1. 本会員は、当社が本規約に係る取引上の判断にあたり、本会員の支払能力の調査をするため、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に照会し、本会員の個人情報（官報情報等を含む）が登録されている場合には、それを利用することに同意するものとします。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法により、支払能力（返済能力）の調査以外の目的のために利用しません。
2. 本会員は、本会員の本規約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、次項に定める通り加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本会員の支払能力に関する調査のため利用されることに同意するものとします。
3. 加盟個人信用情報機関の名称・住所・電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話：0120-810-414

(ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp/>)

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

登録情報	登録期間
a. 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、年間支払見込額、利用残高、割賦残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報	左記欄 b、c、d の登録情報のいずれかが登録されている期間
b. 本規約に係る申し込みをした事実	当社が加盟個人情報機関に照会した日より6ヶ月間
c. 本規約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年間
d. 本規約に基づく債務の支払を延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

4. 提携個人情報機関は、下記の通りです。

名称：全国銀行個人情報センター

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館

電話：03-3214-5020

(ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>)

※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同情報センターのホームページをご覧ください。

名称：株式会社日本信用情報機構

住所：〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル

電話：0120-441-481

(ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp/>)

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第3条 (個人情報の公的機関等への提供)

会員は、当社が各種法令の規定により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合に公的機関等へ個人情報を提供することに同意するものとします。

第4条 (宣伝印刷物等の送付の営業案内中止の申し出)

会員は、当社及び共同利用会社に、第1条(1)②及び⑤に定める宣伝印刷物等の送付の営業案内に対する中止の申し出をすることができます。申し出先は、本規約末尾記載の【問い合わせ・相談窓口】とします。

ただし、基本的なクレジット業務を行うために必要なご案内、ご利用明細書、クレジットカード、会員誌等に同封されるパンフレット類につきましては送付停止の対象にはなりません。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員は、当社及び加盟個人情報情報機関並びに提携個人情報情報機関に対して、下記の通り自己に関する会員の個人情報を開示するよう請求ができます。
 - (1) 当社に開示を求める場合には、本規約末尾記載の【問い合わせ・相談窓口】に届け出るものとします。開示手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
 - (2) 加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条第3項記載の加盟個人情報情報機関へ連絡するものとします。
2. 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は、本会員が申込書に必要な記載事項（申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本規約に定める個人情報の取り扱いについて同意できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きをすることがあります。

なお、第4条に定める宣伝印刷物等の送付の営業案内に対する中止の申し出があっても、これを理由に入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第7条 (本契約が不成立の場合)

当社が入会を承認しない場合であっても、入会申し込みをした事実は、第1条、第2条の定めに基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

【問い合わせ・相談窓口】

- 商品・サービス等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- ①本規約について ②カード及びキャッシングサービスについて ③個人情報の開示・訂正・削除の申し出及び宣伝印刷物等の送付の営業案内中止の申し出等、個人情報について ④支払停止の抗弁に関する書面についてのお問い合わせ・ご相談は、下記ウィズカードセンターにご連絡下さい。

株式会社 井筒屋ウィズカード ウィズカードセンター

登録番号 福岡財務支局長（7）第 00104 号

住所：〒802-8511 北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号

電話：093-522-3550

ホームページアドレス <http://www.withcard.co.jp/>

- 貸金業務に係る紛争解決については、下記にご連絡下さい。（当社が契約する貸金業務にかかわる指定紛争解決機関）

名 称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15

電話番号 03-5739-3861

本規約は平成 24 年 5 月 1 日現在のものです。